

育児休業等取得割合の公表

学校法人 芦屋学園

育児・介護休業法の改正により、男性労働者の育児休業等の取得状況を年に1回公表することが義務付けられました。

男性労働者の育児休業取得率は以下の通りです。

対象期間 ：令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

男性の育児休業取得率： 100.0%

※男性の育児休業等の取得割合は、公表前事業年度における
「育児休業等をした男性労働者の数」÷「配偶者が出産した男性労働者の数」
（小数点第2位以下は切り捨て）により算出しています。

※対象期間は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度
（公表前事業年度）です。